

滋慶医療科学大学 防火・防災管理規程

(目的)

第1条 この規程は、滋慶医療科学大学（以下「本学」という。）における防火・防災管理の徹底を期し、もって火災や災害の発生を防止するとともに、火災や災害による物的、人的被害を軽減することを目的とする。

(諸規則との関係)

第2条 前条の目的を達成するため、防火・防災管理について必要な事項は、別に定めのある場合のほか、この規程の定めるところによる。

(防火・防災管理の総括)

第3条 学長は、本学における防火・防災管理の全般を総括する。

(防火・防災対策委員会)

第4条 本学に、防火・防災管理に関する審議機関として、防火・防災対策委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 専任の教授、准教授、講師及び助教から若干名
- (2) 専任の事務職員から若干名
- (3) 学校法人大阪滋慶学園（以下、「法人」という。）の防災管理者（防火管理者）

3 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 消防計画及び実施案の策定
- (2) 防火・防災に関する細則の制定、改廃
- (3) 消防設備等の改善強化
- (4) 防火・防災上の調査、研究、企画
- (5) 防火・防災思想の普及及び高揚
- (6) 防火・防災管理に関する根本的対策
- (7) 防火・防災訓練等に関すること。
- (8) その他、防火・防災に関して必要とすること。

4 委員会に関する事務は、事務局が行う。

(予防管理組織)

第5条 常時の火災予防について徹底を期するため、教室等の共用施設に火元責任者を置く。

(防火・防災教育等)

第6条 本学教職員は、進んで防火・防災に関する教育訓練を受け、防火・防災管理について相互に協力して対処するよう努めなければならない。

(防火・防災訓練)

第7条 委員会は、火災や災害発生時における被害を最小限度にとどめるため、教職員に対し消防避難訓練、消火訓練等の訓練を年1回以上実施しなければならない。

(外部機関との連絡事項)

第8条 委員会は、施設管理業務請負業者等の外部機関と連絡を密にし、防火・防災管理の

適正に努めなければならない。

2 前項の連絡事項は、次の各号による。

- (1) 防火・防災に関する計画の提出
- (2) 教育訓練に関する指導
- (3) 法令に基づく諸手続
- (4) その他防火・防災管理についての必要事項
(警報伝達及び火気使用の規制)

第9条 法人の防災管理者（防火管理者）は、火災警報発令下及びその他の事情により火災や災害発生の危険又は人命安全上の危険が切迫していると認めたときは、その旨を学内に伝達し、火気使用等の中止、又は危険な場所への立入り禁止を命ずることができる。

(適用の範囲)

第10条 この規程は、学生及び職員以外の入構者にも適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成27年12月9日から施行する。
- 2 この規程は、2021年4月1日から改正施行する。